

36

西鶴作品にみる身体に関する語（九）

計良 吉則

法務省 赤城少年院 医務課診療所

『世間胸算用』は元禄五年（1692）に五巻五冊、各巻四章で出版された。傍題に「大晦日は一日千金」とあるように、全二十の作品は中流以下の商人が、年末の収支決算日に奔走する姿を描いている。

本作品の中の身体に関する語に着目し、それについて調査することは、当時の人びとの身体観を知るうえで意味のあることと考える。

まず、全身を表すものの中では「身」という語が圧倒的に多く（77か所）、前々回調査した「日本永代蔵」と共通している。実際には「衣類に事もかかぬ身の」「何の役にも立たざる身の程」「その日過の身は」「身に覚えて」「花車にてくらせし身なれど」のように用いられている。「骨」は1か所で、「この牛の骨やらしらいで」のように用いられていた。

頭部においては「面」が11か所と最も多く、「親父十面つくりて」「女は赤面して」のように用いられていた。「首」は8か所で、「首すじへ取りつく」「首すじの白い」のように用いられ、「頭」は5か所で、「あたまをたたき」「あたまおさへて」のように用いられていた。

躯幹において最多は「胸」の18か所で、「胸には波のたたぬ間もなし」のように用いられていた。また、「腰」は11か所で、「腰にまとひ」のように用いられ、「腹」は9か所で、「腹かき切って」のように用いられていた。

四肢の中では「手・指」が圧倒的に多く、106か所みられ、この結果はこれまで調査した西鶴作品に共通している。実際には、「手にしばしももたず」「手の中」「手にとつたやう」「横手を打ち」「手を合はせ」のように用いられている。「足・脚」は34か所で、「足たつて」「片足は」「足腰立たずして」のように用いられている。

五孔では「眼・目」が最も多く、103か所みられた。「目には見えねど」「眼（まな）ざし」「目がよく」のように用いられている。「口」は43か所で、「口がしこく」「口ばやに」のように用いられ、「耳」は8か所、「鼻」は4か所であった。

分泌物等では「涙・泪」が多く、8か所みられ、「泪をはらはらとこぼし」のように用いられている。「乳」は3か所で、「乳ぶくろ」のように用いられ、「息」は3か所で、「息づかひ」のように用いられていた。

『世間胸算用』において特筆すべきことは、妊娠や出産に関連する記述がみられることである。巻二第二「訛言（うそ）も只はきかぬ宿」において、「お中にありて」は妊娠しての意、「けがつきて」は産気づいての意、「取りあげ祖母（ばば）」は産婆（現代の助産師の先駆）である。また、安産するための俗信として、「千代の腹帯」、「子安貝」、「左の手に握るといふ海馬」、「松茸の石づき」の記述があり、かかりつけ医である「不断医者」が用意をする「はやめ薬」は、頸管熟化作用のある五積散や桂枝茯苓丸等の可能性がある。

一方、巻四第一「闇の夜の悪口」には、「おのれが伯母は子おろし屋をしをるわい」と揶揄する場面がある。当時の墮胎法は、中条流とよばれる産科医による、水銀を含んだ墮座薬が有名であるが、その処置や処方薬は高額であった。そのため一般庶民には民間療法的に、ホオズキの根を煎じて飲む、水風呂に入る、腹部を圧迫する、山ごぼうの根を挿入する、などの方法がとられた。産婆の中には賤業化したコザシババ、コオロシババと呼ばれる職業の子おろしがいて、こうした墮胎術に関わったことが知られている。墮胎に対して幕府は、正保三年（1646）、寛文七年（1667）、延宝八年（1680）と禁令を出したが、罰則は町内追放程度の軽いものであり、不義密通などに伴う子おろしは、水面下で依然として行われていた、と推察される。